（新感染症に係る検体の提出要請等）

第二十三条の十四　法第五十条の六第一項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二　（略）

２　第八条第五項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定は、法第五十条の六第四項の検査について準用する。この場合において、第八条第二号中「規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は新感染症に係る検査」とあるのは、「検査」と読み替えるものとする。

（新感染症の所見がある者の退院等の届出）

第二十三条の十五　第二十三条の九の規定は、法第五十条の七の届出について準用する。

（他の都道府県知事等による応援等）

第二十七条の二　法第五十一条の二第二項第四号の厚生労働省令で定める基準は、同項の応援に従事する者が宿泊する施設の確保その他の他の都道府県知事による応援を受けるために必要な体制の整備が講じられていることとする。

２　法第五十一条の二第六項の厚生労働省令で定める医療機関は、地域医療支援病院、特定機能病院及び医療法第三十条の十二の六第一項に規定する協定を締結した医療機関とする。

３　厚生労働大臣は、法第五十一条の二第六項の規定により応援を求めるときは、当該応援を求める医療機関の所在地を管轄する都道府県知事に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

４　都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知の内容について、厚生労働大臣に対し、必要な意見を申し出ることができる。

５　法第五十一条の二第六項の規定による応援の求めは、当該応援を求める医療機関を管理又は運営する法人等に対し、一括して行うことができる。

（健康診断の方法）

第二十七条の二の二　（略）

（二種病原体等取扱施設の基準）

第三十一条の二十八　（略）

２　（略）

３　法第六条第二十三項第二号又は第六号に掲げる二種病原体等その他厚生労働大臣が定める二種病原体等に係る滅菌等設備については、第一項第六号中「実験室」とあるのは「二種病原体等を取り扱う施設」とする。

４　第一項第五号ロからヘまで（これらの規定を第三十一条の三十五第一項又は第二項において準用する場合を含む。）の規定は、法第六条第二十三項第二号又は第六号に掲げる二種病原体等その他厚生労働大臣が定める二種病原体等の使用をする場合には、適用しない。

５　（略）

（三種病原体等取扱施設の基準）

第三十一条の二十九　（略）

２　（略）

３　厚生労働大臣が定める三種病原体等に係る滅菌等設備については、第一項第六号中「実験室」とあるのは「三種病原体等を取り扱う施設」とする。

（新感染症に係る検体の提出要請等）

第二十三条の十三　法第五十条の三第一項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二　（略）

２　第八条第五項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定は、法第五十条の三第四項の検査について準用する。この場合において、第八条第二号中「規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は新感染症に係る検査」とあるのは、「検査」と読み替えるものとする。

（新感染症の所見がある者の退院等の届出）

第二十三条の十四　第二十三条の九の規定は、法第五十条の四の届出について準用する。

（新設）

（健康診断の方法）

第二十七条の二　（略）

（二種病原体等取扱施設の基準）

第三十一条の二十八　（略）

２　（略）

３　法第六条第二十一項第二号又は第六号に掲げる二種病原体等その他厚生労働大臣が定める二種病原体等に係る滅菌等設備については、第一項第六号中「実験室」とあるのは「二種病原体等を取り扱う施設」とする。

４　第一項第五号ロからヘまで（これらの規定を第三十一条の三十五第一項又は第二項において準用する場合を含む。）の規定は、法第六条第二十一項第二号又は第六号に掲げる二種病原体等その他厚生労働大臣が定める二種病原体等の使用をする場合には、適用しない。

５　（略）

（三種病原体等取扱施設の基準）

第三十一条の二十九　（略）

２　（略）

３　令第二条第二号に掲げる三種病原体等その他厚生労働大臣が定める三種病原体等に係る滅菌等設備については、第一項第六号中「実験室」とあるのは「三種病原体等を取り扱う施設」とする。